

議案第79号

勝山市介護保険条例の一部改正について

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正により、勝山市介護保険条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例

勝山市介護保険条例(平成 12 年勝山市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第 5 条 平成 <u>27</u> 年度から平成 <u>29</u> 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 92,000 円</p> <p>ア 合計所得金額が 120 万円以上 <u>190</u> 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 106,200 円</p> <p>ア 合計所得金額が <u>190</u> 万円以上 <u>290</u> 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 120,300 円</p> <p>ア 合計所得金額が <u>290</u> 万円以上 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 5 条 平成 <u>30</u> 年度から平成 <u>32</u> 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 92,000 円</p> <p>ア 合計所得金額が 120 万円以上 <u>200</u> 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 106,200 円</p> <p>ア 合計所得金額が <u>200</u> 万円以上 <u>300</u> 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 120,300 円</p> <p>ア 合計所得金額が <u>300</u> 万円以上 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

イ (略) (10) (略)	イ (略) (10) (略)
-------------------	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の勝山市介護保険条例(平成 12 年勝山市条例第 29 号。以下「新条例」という。)第 5 条の規定は、平成 30 年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。